

平成26年4月23日
午前10時開会
議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 承認第 2号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市
税条例の一部を改正する条例の制定について）
日程第 4 承認第 3号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市
国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
日程第 5 承認第 4号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成25
年度上天草市一般会計補正予算（第9号））
日程第 6 承認第 5号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（工事請負
契約の変更について）
日程第 7 議案第45号 上天草市市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定につい
て
日程第 8 報告第 2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）
日程第 9 同意第 2号 上天草市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
日程第10 公共事業発注における行政のコンプライアンス調査特別委員会の設置について
-

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（18名）

議長 堀江 隆臣		
1 番 嶋元 秀司	2 番 切通 英博	3 番 平田 晶子
4 番 何川 雅彦	5 番 田中 辰夫	6 番 宮下 昌子
7 番 西本 輝幸	8 番 高橋 健	9 番 小西 涼司
10 番 島田 光久	11 番 新宅 靖司	12 番 田中 万里
13 番 園田 一博	14 番 桑原 千知	15 番 渡辺 勝也
16 番 田中 勝毅	17 番 津留 和子	

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	副 市 長	尾上 徳廣
教 育 長	藤本 敏明	総 務 企 画 部 長	静谷 正幸
市 民 生 活 部 長	緒方 雅文	建 設 部 長	澤村 弘史
経 済 振 興 部 長	川端 義孝	教 育 部 長	舛本 伸弘
健 康 福 祉 部 長	野崎 秀満	上天草総合病院事務部長	松本 精史
市長公室長兼総務課長	村川 和敬	会 計 管 理 者	井上 和男
水 道 局 長	藤島 幸治	財 政 課 長	坂田 結二
建 設 課 長	小西 裕彰		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	山下 正	局 長 補 佐	原田 和久
参 事	小松野洋己		

開会 午前10時00分

○議長（堀江 隆臣君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成26年第2回上天草市議会臨時会を開会いたします。

報道機関から写真及びテレビ撮影の申し出があっており、これを許可いたしております。

市長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 皆さん、おはようございます。

去る4月15日、当市元職員が、収賄容疑により熊本地方検察庁より起訴されました。このたびの一連の事件により、市の名誉を大きく損じ、行政に対する信頼を著しく失墜させ、もって市政運営に混乱をもたらしたことはまことに遺憾であり、任命権者として大変申しわけなく思っています。市民の皆様並びに議員各位に対しまして、改めて深くおわび申し上げます。

このたび、任命権者として、また市の最高責任者として、私と副市長の処分案を上程いたしております。今後は、当該事件にかかわる行政内部調査をいたしますとともに、再発防止に向けて収賄事件等再発防止検討委員会の設置を行い、全職員の綱紀粛正、及び服務規律の確保について再度徹底する所存であります。一刻も早く行政に対する信頼回復に全力で努めてまいりますので、議員各位におかれましては、引き続き御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。皆様、まことに申しわけございませんでした。

○議長（堀江 隆臣君） 続きまして、教育長から発言の申し出がっております。これを許します。

教育長。

○教育長（藤本 敏明君） 皆さん、おはようございます。

まずは、今回、本管内教職員が酒気帯び運転で摘発されるという不祥事を起こしましたことに對し、深くおわび申し上げます。

事の経緯は既に新聞等で御存じのことかもしれませんが、平成26年4月12日、土曜日でございますけれども、午前6時58分に本管内の学校に勤務する教職員が、天草市の国道324号線の上津浦インターチェンジ交差点、リップルランドの入口でございますけれども、酒気帯び運転で摘発されました。

この日は今申しておりました場所において飲酒検問が実施されており、そこで検査を受けたところ、呼気1リットル当たり0.16ミリグラムのアルコールが検出され酒気帯び運転と判定されました。

当該教職員は、前日の4月11日金曜日に、自宅で午後7時ごろから11時ごろまで晩酌をしたということでございます。ただし、この間には、後片づけ、それから洗濯、入浴をしたということでございます。焼酎2合ほどを飲酒しております。午後11時に晩酌を終えると、そのまま就寝をしたということでございます。

翌日の4月12日土曜日は部活動の試合の予定があり、その引率業務のため午前6時に起床し、コーヒーを飲み、アルコール分は残ってないと判断し、午前6時35分ごろ勤務校に向けて自宅を自家用車で出発いたしました。その後、最初に述べましたように飲酒検問に遭遇し、酒気帯び運転となったわけでございます。

当該職員は、任命権者である県の懲戒処分が出されるまで、自宅にて謹慎をすることになっております。その間、学校では全職員が協力し、子供たちの不利益とならないよう万全の態勢をもって指導に当たるよう指導しております。

教育委員会としましては、これまで市内校長会議等を初め、さまざまな研修会等の機会において不祥事防止の取り組みの徹底を図るように強く指導してきたところでございます。しかし、このような事案が発生したことを大変残念に思うとともに、サービスを監督するものとして多大な責任を感じておるところでございます。

市民の皆様、議員の皆様、関係機関及び多方面の方々に対し、御心配と不信感を招いたことに心から謝罪を申し上げます。まことに申しわけありませんでした。

今後は、再発防止に向けて、本職はもとより学校現場の管理職から所属職員へ、教育公務員としての自覚をさらに深め、職務に精励することで、保護者、児童生徒、地域住民の皆様方の信頼を回復するよう指導の徹底を図っていく所存でございます。また、子供たちへの不利益を解消することに努めたいと思っておるところでございます。今回は本当に御迷惑をおかけいたしました。申しわけございませんでした。

○議長（堀江 隆臣君） それでは会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりです。質疑については、申し合わせにより3項目までとし、その質疑回数は同一議題で3回以内と会議規則に定めてございますので、御遵守をお願いいたします。

また、質疑に対しては自己の意見等一般質問的にならないよう御注意をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に、13番、園田一博君、14番、桑原千知君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、会期の決定については、4月18日に議会運営委員会が開催され、会期日程並びに上程議案の審議方法などについて協議されておりますので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） おはようございます。

4月18日、議会運営委員会を開催し、調査、審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

調査事項は、専決処分にかかわる承認など5件、議案1件及び同意案件1件です。委員会では、議会事務局及び執行部からの説明を受け、慎重に審査しました結果、全員異議なく本会議へ上程することに決定いたしました。

会期は本日1日とし、審議方法につきましては、急施を要する案件でございますので、委員会付託を省略し、本日の本会議において審議、採決することと決定いたしました。皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日と決定いたしました。

日程第3 承認第2号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第4 承認第3号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（堀江 隆臣君） 日程第3、承認第2号及び日程第4、承認第3号の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 承認第2号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について）及び承認第3号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の2件についてでございますが、今回上程させていただいておりますが、議案の詳しい内容及び提案理由につきまして所管部長が説明いたしますので、議員の皆様方におかれましては、御審議いただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 執行部より議案内容の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（緒方 雅文君） おはようございます。

4月の定期異動で市民生活部長を拝命いたしました緒方と申します。今後とも御指導いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

承認第2号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明いたします。

上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第5号、第1条、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の条例改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。今回の改正は、条文、条項の整備のための変更が多数行われております。条文、条項の変更及び削除等につきましては、説明を省略させていただき、主な改正のみの説明とさせていただきます。

今回は、法人税と軽自動車税について主な改正がなされております。新旧対照表で御説明申し上げます。説明資料の2ページをお開きください。

第34条の4、法人税割の税率につきましては、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率8%段階において、法人税割の税率を100分の12.3から100分の9.7に引き下げ、法人市民税等の税率引き下げ分相当については、地方法人税を国税として創設し、地方交付税原資化とするものでございます。この条例は平成26年10月1日から施行するものでございます。

続きまして、4ページから5ページをごらんください。

第82条第1項第1号、第2号及び第3号の軽自動車税の税率につきましては、税負担の公平の観点から見て、著しい不均衡があるようなものについて、その是正を図ることによって税収を確保するという観点の一つとして、軽自動車税の負担水準の適正化を図るものでございます。

27年度分から二輪車等の税率を約1.5倍に引き上げ、平成27年度以降に新たに取得される四輪車等の税率を、自家用乗用車にあつては1.5倍に、その他の区分の車両にあつては、農業者や中小企業者等の負担を考慮し、約1.25倍にそれぞれ引き上げるものでございます。

また、専ら雪上を走行するものにつきましては、降雪量の多い地域等に限られることから、これを削除するものでございます。この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。続きまして、13ページをごらんください。

附則第16条、軽自動車税の税率の特例につきましては、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から14年を経過した三輪以上の軽自動車について、標準税率のおおむね20%の重課を導入するものでございます。この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

提案理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律の制定に伴い、関係規定を整備する必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

御審議いただき、御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、承認第3号について御説明いたします。議案書の10ページをお開きください。

上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第6号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の条例改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴うものでございます。

新旧対照表で御説明を申し上げます。説明資料の24ページをお開きください。

第2条第3項、第4項につきましては、高所得世帯に対する国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額にかかる課税限度額をそれぞれ2万円引き上げるものでございます。

続きまして、25ページをごらんください。

第23条第1項、第2項、第3項の国民健康保険税の減額につきましては、低所得者に対する軽減措置を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げるものでございます。この条例は平成26年4月1日から施行いたします。

提案理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律の制定に伴い、関係規定を整備する必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

御審議いただき、御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

6番、宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 両方一緒にいいんですか。

○議長（堀江 隆臣君） はい。

○6番（宮下 昌子君） これは地方税の改正ということで専決されておりますけれども、上天草市民にとってどういう影響があるか、どれぐらいの影響があるかというのはわかりますでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（緒方 雅文君） まず、軽自動車税でございますけれども、影響が出てくるのは27年度からでございます。対象になりますのは原付、自動二輪が対象になります。現在の登録台数が2,633台ございまして、金額で約280万円程度の調定増になるかと思っております。

それから、28年度以降に影響が出てきますのは、27年度中に三輪車以上を新規購入された分が影響してきますけれども、前年度実績で578台購入されておりますが、26年度中に、税の上がる前に買い換え等が発生するかと思っておりますので、現在の台数で仮定しますと180万円程度の調定増にはなりますけれども、これまではいかないんじゃないかなと考えております。

それから、平成28年度までに14年経過する台数、これが現在の登録台数では1,606台ございまして、これが、このままでいきますと28年度から約248万円の調定増になるかと考えております。

国民健康保険の限度額の増でございますけれども、現在の77万円の限度額の超過世帯は108世帯ございます。変更後81万円になりますと、この77万円から81万円の間にいる世帯が33世帯、これで215万8,000円程度の調定増となります。

今度は軽減のほうでございますが、2割軽減が現在879世帯、5割軽減が468世帯。変更後になりますと、2割軽減が492世帯減少して387世帯、反対に5割軽減が503世帯ふえまして971世帯となります。これによって、2,531万円程度の調定減ということになるかと思っております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、新宅君。

○11番（新宅 靖司君） まず、軽自動車税について質問したいと思います。

両方なんですけれども、特に市民へは誤解のないように周知をしていただきたいということです。そして、今回軽自動車税が平成27年度から引き上げということなんですけれども、今年度、例えば軽自動車を買った場合、13年間は継続して、軽乗用車であれば7,200円が続くということですよ。そういったところも含めて、税というのは正しく伝えて、市民に誤解がないようにし

ていただければと思います。例えば26年度に買ったら、13年間7,200円でそのままいきます。次年度に買ったら1万幾らということですよ。その次に買ったらまた上がるということですよ。そういったことも含めて、周知も含めて、市民へ誤解のないようにお願いしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（緒方 雅文君） 広報等で市民の皆様には十分周知をしてみたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

6番、宮下君。

○6番（宮下 昌子君） この二つの承認分ですけれども、国の地方税法の改正でということで、特に軽自動車税、それと国保ですね。先ほど影響はということで私は聞きましたが、今、軽自動車についても、経済車ということで普通乗用車から軽自動車に買いかえる人もふえてきていますし、やはり市民にとって影響があると思われまますので、私はこの議案に関しては承認することができませんので、反対の立場から討論いたします。

○議長（堀江 隆臣君） 賛成討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

承認第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

次に、承認第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第4号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成25年度上天草市一般会計補正予算（第9号））

日程第6 承認第5号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（工事請負契約の変更について）

○議長（堀江 隆臣君） 日程第5、承認第4号及び日程第6、承認第5号の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 続きまして提案します議案は、承認第4号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成25年度上天草市一般会計補正予算（第9号））及び承認第5号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（工事請負契約の変更について）でございます。

議案の詳しい内容及び提案理由につきましては所管部長が説明いたしますので、議員の皆様方におかれましては、御審議いただきまして、御承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、執行部より議案内容の説明を求めます。

総務企画部長。

○総務企画部長（静谷 正幸君） おはようございます。4月1日付で総務企画部長を拝命いたしました静谷です。どうぞよろしく願いいたします。

では、提案理由の説明をさせていただきます。

承認第4号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明いたします。

議案書の12ページをお願いいたします。

平成25年度上天草市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊予算書のとおり3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認をお願いするものです。

専決第3号、平成25年度上天草市一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出予算の総額に補正はございません。

2ページの第1表をお開きください。

歳入の補正はございません。

歳出は、45款土木費25項港湾費を大道港港湾整備工事のために412万2,000円を増額する一方、75款予備費10項予備費を412万2,000円減額するものでございます。

次に、3ページにおきましては、今回増額した予算を翌年度に繰り越すものでございます。

なお、提案理由といたしましては、港湾費の増額に伴い、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、承認第5号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて説明いたします。

議案書の13ページをお願いいたします。

工事請負契約の変更について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

専決第4号につきましては、平成25年度着手の上天草港（大道港区）浮棧橋整備工事において、避けがたい事故のため繰り越しの原因が生じたことにより、契約工期平成25年11月7日から平成26年3月31日までを、平成25年11月7日から平成26年4月20日までに、第2回変更契約金額2億5,184万3,097円を2億5,596万4,735円に変更するものです。

提案理由といたしましては、上天草港（大道港区）浮棧橋整備工事において、避けがたい事故のため繰り越しの原因が生じたことによる工期の延長、並びに消費税及び地方消費税の税率の引き上げによる契約金額の増に伴い、工事請負契約の変更が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議事に報告し、その承認をお願いするものであります。これがこの議案を提案する理由であります。

御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

6番、宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 承認第4号ですが、提案理由として避けがたい事故のためということで説明がありました。避けがたい事故というだけでは内容がよくわかりません。消費税増税に伴う増税分を市が払うことになるので出ていると思うんですが、市が払うということは、市に責任があるのかどうかということも明確でないというか、責任があるからこうなるのかということになると思うんですが。この避けがたい事故がどういう事故かというのを詳しく聞かないと、責任の所在というのは私たちにはわかりませんので、もう少しどういう事故だったのかということ詳しく説明してください。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（澤村 弘史君） おはようございます。4月の定期異動で建設部長になりました澤村です。よろしくお願いいたします。

杭打ち船の故障の原因について説明をいたしたいと思えます。杭打ち船の故障の箇所については、杭打ち船装置のベアリングの故障が原因となっております。その報告を受けたのが3月24日ということで、その旨しております。

あと、消費税の増額の部分ですけれども、杭打ち船の点検については、杭打ち船が出港する基地局、若松港ですけれども、出港前に点検を行っております。作業中の故障という予期できない事故ということで、発注者及び請負双方に瑕疵がなかったと判断して財務局のほうに繰り越しの申請を行ったところでございます。このことからしても、消費税については、4月1日、消費税法の改正によって引き渡しは4月以降になるということで、発注者である上天草市が支払うこと

になると判断したところでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 責任の所在という質問がありましたので、それについては総務企画部長のほうがいいんじゃないですか。

総務企画部長。

○総務企画部長（静谷 正幸君） 責任の所在と申しますと、杭打ち船の点検については、本船の基地、若松港で出港前に点検作業が行われていたと。その後、作業中の事故により、予測できない事故が発生したということで、双方に瑕疵はなかったと私たちは判断しております。その中で、事故繰越ということで申請し、財務局、九州地方整備局あたりから許可をいただき、それで、発注者である市が消費税を支払うものだろうと考えております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 予測できない事故がどういう事故なのか。先ほど、杭打ち機のベアリングの故障と言われたけれども、そのベアリングの故障というのが避けがたい事故というふうには、とても私には納得できない、わからないんですよ。

私たちが普通に、一般的に考える避けがたい事故というのは、例えば台風とか、そういう自然災害によって何か起きたということのを避けがたい事故というのかなと思うんですが、この杭打ち機のベアリングの故障というのは、それは業者の責任になるんじゃないかと普通は考えるんじゃないかと思うんですけど。なぜそのベアリングが故障したのか、内容をもう少し。ベアリングの故障だけではわからない。なぜ故障したのかというのは調べておられるんですか。修理もされて、その後工事はされたんでしょうから、なぜそういうことが起きたのかということをもっと詳しく話していただきたいんですけど。

○議長（堀江 隆臣君） 建設課長。

○建設課長（小西 裕彰君） ベアリングの故障といいますのは、杭打ち機の先端についておりますワイヤーを下げています部分でございますけれども、ほかに、作業中に、思ったより岩のかたかったせいか白煙を上げて機械がとまったこともありました。そのことによりまして、このベアリングだけではなく、ほかに故障箇所があるかもしれないということで、材料、部品の調達に5日間と、部品の交換、調整に15日間の合計で20日間、これを事故繰越の理由として申請をしております。

○議長（堀江 隆臣君） 6番、宮下君。

○6番（宮下 昌子君） もうちょっといろいろ詳しく聞きたいんですけど、3回目ですので最後ですが、いろいろあるかもしれないと。岩が思いのほかかたかったということも言われましたけれども、そういうのは事前調査といいますか、それがきちんとされてなかったんじゃないかなとも思います。私は、避けがたい事故というのがどうしても納得できないんですよ。そして、発注者である市は簡単に、増税になったからといって、増税分ということで410万円出すこ

とになるわけですが、そのお金は市民の皆さんの税金ですよね。だから、市民の皆さんの税金はなるべく無駄に使わないように、有効に使わないといけないと思うんですが、簡単にそんなふうに、故障したから、ではしようがないですね、出しますねとしていいのかどうかというの、やはり市民の皆さんから預かっているお金ですから、その辺はもう少しきちんと。どちらに非があるのか。民間であれば工事者の責任になるんじゃないかと思うんですけど、その辺の責任はやはり市にあるものなんでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 建設課長。

○建設課長（小西 裕彰君） この件につきましても、市の監理課並びに県の監理課とも協議を行いました。しかしながら、事故繰越の申請をする場合は、双方瑕疵がなかったということで申請を行い、財務局の承諾も得ているということですから、双方には瑕疵がなかったという判断をしております。

○6番（宮下 昌子君） だから、事故繰越するための――。

○議長（堀江 隆臣君） 一括議題で承認第5号も一緒になっていますので、そう考えると、こちらの第5号の分についてやってもいいんじゃないですか。一括議案になっていますから。宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 今の課長の説明を聞いていまして、事故繰越をするための後づけじゃないけど、そういうふうにしか聞こえないし、今回、この工事というのは、何回も何回も変更していますよね。その辺を考えると、どうしても本当にちゃんと市が監視をして、きちんとなされた工事なのかということも疑えるような感じになってきますし、今の説明では、事故繰越するためには両方に非がないということではないといけなかったと言われましたが、そのための専決じゃないかと思えてしょうがないんですけど。

○議長（堀江 隆臣君） 建設課長。

○建設課長（小西 裕彰君） 事故繰越の許可が九州地方整備局から3月31日に届いております。そこで、専決を3月31日に行ったということになります。

○議長（堀江 隆臣君） いいですか。

○6番（宮下 昌子君） はい。

○議長（堀江 隆臣君） 13番、園田君。

○13番（園田 一博君） この件について、両方瑕疵がないという説明ですが、今、宮下議員も言いましたように、この工事については何度となく延期され、そして最終的には3月31日が最終期限ということで契約がなされているわけです。ということは、業者が仕事をするスケジュールが少しおかしいんじゃないかと私は思います。ぎりぎりいっぱいになって間に合うつもりだったんでしょうけれども、機械が故障したなんて、これはとんでもない話です。

それで、3月31日まで、あれだけ私たちも何回となく、この工事は本当に工期内に済むのかと再三確認をしてまいりましたが、こういう結果です。4月に入って消費税、これはとんでもない話です。業者が当然負担すべき問題だし、そして、工事契約を結んでおきながら、いわば契約

元の市にも迷惑をかけているわけだから、当然、迷惑料なんて業者が払うべきじゃないんですか。この件について、消費税あるいは変更、私はどうしても納得できません。瑕疵がない瑕疵がないって、業者に対してちょっと甘いんじゃないですか。契約を結んだ時点で契約を守るのが業者の仕事でしょうが。何回も延長して、猶予を与えてきた中で最終的にこれですよ。この件については、私はどうしても認めることができません。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 傍聴人の方に。拍手等は禁止されておりますので、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

総務企画部長。

○総務企画部長（静谷 正幸君） この事故繰越につきましては、3月31日にそのまま放置した場合については、工事自体が失効してしまうという形になってまいりますので、最終的に、3月31日には九州地方整備局あたり、財務局あたりから許可をいただきまして、先ほどから、工事の両方ともに瑕疵がないということで説明していますが、その条件をもとに、工事自体が失効しないためには、事故繰越を行うために専決処分が必要だったということで私たちは処理をさせていただいております。

消費税の部分につきましては、先ほどと同じ説明になりますけど、工事を発注するところ、瑕疵のない部分につきましては、市が負担すべきものだろうと私は認識しております。

○議長（堀江 隆臣君） 8番、高橋君。

○8番（高橋 健君） 確認します。先ほどから消費税の増額分ということで、工事請負金の増額となっていますけれども、確認しますが、これは工期内に終わってれば生じなかったお金ですよ。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（静谷 正幸君） 3月31日までに終わってれば発生しておりません。

○8番（高橋 健君） 多分、途中でそういう故障がありましたと。おそらく執行部側も受注者側も、そういう故障があるなんて思ってもみなかったと思うんですけども、一つだけ確認していいですか。受注者側との消費税増額分に対する協議はされましたか。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（澤村 弘史君） 3月31日の部分ではやっておりません。

○議長（堀江 隆臣君） 8番、高橋君。

○8番（高橋 健君） これは専決処分ですよ。では、きょう提出されて、それまでも受注者側との協議をされておりますか。その上で、きょう専決しましたという形で処理を出しておられるんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（澤村 弘史君） 今現在でもやっておりません。

○8番（高橋 健君） わかりました。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

12番、田中万里君。

○12番（田中 万里君） 今の高橋議員の質問に関連するんですけど、工期延期にしろ消費税にしろ、先ほど園田議員も言われましたが、我々経済建設常任委員会の委員には、前もって説明に、課長が担当者と回られたことと思いますが、私のところに来られた際に、今、宮下議員、また高橋議員が言われたようなことを私は尋ねたと思うんですよ。

まず初めに、消費税が4月1日付で上がる部分について、支払う義務は市にはないんじゃないかと。工事請負者が工程内にやっていけばこれは発生しないものなので、その辺はしっかり調べてくださいということを申し入れて、今言われたように、これは相手の業者に払わせるべきじゃないかと。その部分については、今、高橋議員の質問に対しては話し合っていないということを言われたけど、私はあのときに、これは話し合うべきじゃないんですかと課長に言ったでしょう。それと同時に、これをもし市が払わなくて、相手の業者に払わせた場合の法的な手続とか、そういうので、例えば相手に払ってくださいということが法的にできるのかということも調べるべきじゃないですかということ。

それと、今回双方に瑕疵がないというのは、九州財務局が判断したことですか。さっきのことを聞いていると、そういうふうにとれるんですけど。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（澤村 弘史君） うちのほうでこういった事故がありましたということで事故繰越の申請をさせていただいて、その旨で、不慮の事故ということで、財務局のほうから承認通知を3月31日にいただいたところであります。

○12番（田中 万里君） 私を訪ねてこられたとき、いろいろ担当者に言ったじゃないですか。その分はどうなったんですか、さっき私が質問した部分は。

○議長（堀江 隆臣君） 建設課長。

○建設課長（小西 裕彰君） さっきも言いましたけど、その分に関しまして、県の監理課と打ち合わせも行いました。しかし、事故繰越の承認を得ているということは、双方には瑕疵がないと県の判断も同じでした。それで、消費税は発注者側である上天草市が払うのは当然ではないでしょうかということでありました。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 県がそういう指示を出したということですかね、今の答弁によると。上天草市が県から指示を仰いだということ。

それと、もう1点ですけど、ベアリングの故障ということでございました。と同時に岩がかたかったということで、想定外だったということでございますが、まず初めに、工事をする前に、設計等を出されますね。コンサルが設計をしますが、では、逆に戻れば、コンサルが調査ミスだったということになるんじゃないですか。岩がかたかったとか、そういう部分を含めれば。

その点と、先ほど言われたように、この消費税の部分は、説明に来られたときも、議会でもな

かなか承認してもらうのは厳しいんじゃないんですかという話をしましたが、法的にうちが払うべきであるというのは、県がそう言ったからそうしなくてはならない。では、これを相手に払わせることはできないんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 建設課長。

○建設課長（小西 裕彰君） 県の監理課から詳しいことは税務署にお尋ねくださいということで、天草税務署と協議も行っております。税務署も、見解としましては同じ見解でした。上天草市で支払うのが当然ということです。

○12番（田中 万里君） もう1点。設計の段階で。

○建設課長（小西 裕彰君） 設計の段階では地質調査を行っております。岩がN値50以上ということはわかってはありました。しかしながら、一枚岩とか、中に亀裂が入っているとか、そういう場合でかたさが変わってくるかと思しますので、そこまでの想定はできておりません。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 設計の段階で岩のかたさ等はわかっていたと。専門的なことは私はわかりませんが、それだけかたい岩であるということ。ほかにも、あの辺はこれまで工事をしてきた部分もあるんじゃないかと思うので、専門業者ならばある程度の予測がついたんじゃないかと思うんですよ。特に、特Aの業者さんということで、いろいろなところで大きい工事もされているので、ベアリングが、もう少し大きい工事車両ではないですけど、機械を持ってきておけばこういうことにもならなかったと。逆に言えば、そう判断できる部分もございます。我々委員には前もって説明がありましたが、その部分で、非常に疑問に思う点があるので、その辺の説明責任はしっかりしないと、なかなか難しいんじゃないかと思いますが。これを払わなかった場合、相手に払ってもらうことはできるんですか。その辺は副市長どうですか。

○議長（堀江 隆臣君） 副市長。

○副市長（尾上 徳廣君） お答えいたします。消費税の3%増に伴う今回の事故繰越ということ。

まず、事故繰越の承認を得た段階で、九州地方整備局、財務局の許可が出た段階で、4月1日から3%の増というのは認められることになります。その観点から、今、部課長が説明しましたけど、ちょっと説明不足じゃないかなと。その後に、課長が申したとおり、県と税務署あたり、例えば国民だったら、今、田中万里議員がおっしゃるとおり、それは業者が持たないといけないのではないかと話はできるんですけど、公と、発注の場合は、どうしても法にのっとって支払うべきではないかと私は思っております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

9番、小西君。

○9番（小西 涼司君） 中身はわかりました。一つ聞きたいのは、412万2,000円の数字の根拠ですね。まず、当初の発注金額があるじゃないですか。それに対して前提金が4割ぐらい支払

われていると思うんですが、その残りの部分に対してと、あと、増に対しての3%の消費税の増ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 建設課長。

○建設課長（小西 裕彰君） 本来ならば、変更しました請負金額に3%の増になってきます。しかしながら、税務署との協議の中で、一部引き渡しを受けた残りの請負額に消費税3%を掛けるわけにはいきませんかということでお尋ねしところ、浮棧橋と連絡橋は工場製作でありました。その部分を一部竣工して、市が一部もっている。その分は支払いもして、その残りに3%を掛けるのは可能でありますということでした。ということは、全体の契約金額に3%増額で計算をしますと、715万円ほどありました。あと、今度、一部引き渡し後の消費税が393万円ほどになりますけども、大体半分ぐらいにはなっております。

○議長（堀江 隆臣君） 小西君。

○9番（小西 涼司君） できたら、そこら辺の数字の根拠を私たちに示してもらえれば、この数字自体の理解ができたんじゃないかなと思って質問をいたしました。

○議長（堀江 隆臣君） 副市長。

○副市長（尾上 徳廣君） 今建設課長が答弁したことについては、本体と連絡橋が工場製作でございました。杭打ちのほう工期を延期した理由でございまして、本体のほうは1カ月前ぐらいから大道港に係留しておりました。その分を一部指定ということで、市の財産として引き受けてございます。実際ならば、全体の請負費だから800万円ぐらいじゃないかなと思います。だから、連絡橋と本体の一部竣工として、市が引き受けた分については、3%の消費税は加算しておりません。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

11番、新宅君。

○11番（新宅 靖司君） 今、消費税については説明があったんですが、私は、今の説明でもやはり、市が払うべきではないと思っています。そういうことも踏まえて、コンサルでボーリング調査か何かをされたということですけども、まずコンサルはどこがされたのか。それと、ボーリング調査はどの部分を何カ所されたのか。それと、さっきN値50以上と言われましたよね。それについてもう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 建設課長。

○建設課長（小西 裕彰君） 地質調査を行った業者は、コンサルハマダでございまして。あと、箇所につきましては、はっきりわかりませんが――。

○11番（新宅 靖司君） 何カ所ですか。

○建設課長（小西 裕彰君） 10カ所ほどと考えております。

N値50も、N値の測定をする場合は、50以上はそのまま、50以上はかたいものですから、50以上は出しません。50までです。

○議長（堀江 隆臣君） 新宅君。

○11番（新宅 靖司君） ボーリング調査を10カ所ぐらいされたということであれば、あそこはそんなに広範囲ではないですよ。例えば道路で100メートル、200メートルをするときには、50メートルスパンでボーリングをするとか、100メートルスパンでボーリングをするから、当然そこにかたい地盤が出たり、やわらかい地盤が出たりします。杭を打ったのは4本でしょう。大体杭打ちをされるところは予想されるわけですよ。そういう中で、N値50以上という数値が出たにもかかわらずベアリングが故障したということは、当然その機械を選定した業者側のミスか、設計者のミスかだと思います。そういうことも踏まえて、瑕疵がなかったというのは説明に値しないと私は思っていますけれども、どうでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 建設課長。

○建設課長（小西 裕彰君） 先ほど申しましたボーリングの箇所につきましては、はっきり10カ所とは言えませんので、調査をします。

○11番（新宅 靖司君） ボーリング調査をした図面があるでしょう。

○建設課長（小西 裕彰君） 今、建設課にありませんものですから。今、確認をしております。

○議長（堀江 隆臣君） 新宅君。

○11番（新宅 靖司君） では、その問題は来てからということ。

設計変更が何回か繰り返されております。結局専決処分ということになりましたけれども、当初の、初回の落札金額は2億2,230万円程度だったと思いますが、結果的には1割を超して13%以上に金額は上がりました。これは数回にわたって上がったからです。上天草市は、1割以内は専決処分でもいいということで、2年ぐらい前だったですかね、決めました。数回にわたれば何回でも、1割以内であれば何回でも専決できるという解釈にとられます。私は、こういった本当にだらしなない契約変更が何回もなされるということは、法を守る上天草市としては無秩序だと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（静谷 正幸君） 今回の専決の部分ですけど、平成24年12月28日に市議会の議決をいただきました、議会の委任による専決処分事項の指定において、議会の議決を経て締結した工事につきましては、契約金額の1割かつ2,000万円未満の金額にかかる契約についての締結に関する事ということで、議会で委任をいただいております。

議会において審議していただく中で、配付した資料の中に、2回目以降の変更契約の場合は、前回の変更契約金額の1割以内の変更契約として説明をいたしたところであります。ですから、前回の変更契約が2億5,183万円。これは2億3,342万円と1,600万円と241万円であり、今回の変更契約の額はその1割以内であるため、専決処分とさせていただきました。

○議長（堀江 隆臣君） 新宅君。

○11番（新宅 靖司君） それはわかっていますよ。さっき私は初回と言ったでしょう。これは正しいんですよ。でも、初回の落札金額から、最終的な金額は13%を超えました。だから、

1割以内であれば何回でも専決できるんだなと実感したわけです。こんなに何回も、5回も6回も期間の延長も含めてするということは、本当にまれにみる工事だなと私は思っています。そうでしょう。確かにこの中は1割ですよ。しかしながら、初回から計算すると13%を超えましたよ。何回でもできるんですねということですよ。確かに申し合わせ事項の中には入っています。しかしながら、余りにもだらしのない契約変更だなと私は思います。そのことについて、総務部長、せっかく総務部長になられたんだからどう思われますか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（静谷 正幸君） 今回の変更契約は何回か実施しております。そのときにつきましては、いろいろと変更する理由が発生したということをお願いしております。

ただ、今回も、当初からすれば13%になるかと思えますけど、2回目以降の変更ににつきましては、前回の契約変更の1割ということで議会から委任をいただいておりますので、それによって対処させていただいております。

○11番（新宅 靖司君） それはわかっていますよ。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

5番、田中辰夫君。

○5番（田中 辰夫君） 一言。この工事について、最初11月臨時議会であったとき、私も質問しております。この工期で間に合うんですかということを申し上げております。その中で、前建設部長は、工場製作でございますので工期は間に合いますということをはっきり申し上げられております。そういう中で、なぜその当時そういう質問をしたかという、議事録を見ていただければわかりますけれども、材料が非常に特殊な材料である。また、今、公共工事が多い中に、なかなか材料の搬入が難しい時期でもある。金額に対しての工期が余りにも短過ぎる。そういうことを思いまして、私は質問しております。その中で、前建設部長は、間に合いますということをおっしゃっております。このことにつきまして、まずもって執行部としてどういう反省を持っていらっしゃるのか、どういうことが一番工期を割る原因になったのか、お願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） どなたが答弁しますか。

建設部長。

○建設部長（澤村 弘史君） 今の質問のお答えになるかわかりませんが。

この事業は24年度の繰り越し事業でありまして、25年度の単年度において、設計、工事完了を見込んでいたところでございます。先ほど、前建設部長から、12月議会で、工場発注ということで、同時進行ができるという回答があったということで、私も議案を確認させていただいたところなんですけれども、この分については、今回こういった事故が発生しましたので、このことについては大変申しわけなく感じているところです。

今後については、発注時期等を見直して、余裕のある工期となるように、建設課、他部門の部分も一緒ですが、そうしたことで対処していきたいと考えているところです。

○議長（堀江 隆臣君） 田中辰夫君。

○5番（田中 辰夫君） 部長、今度就任されて大変かと思います。まずもって杭打ち機具の変更がありました。それが1,600万円。これさえなかったら、今回の分は、消費税は関係ないわけですね。この工事金額の中から出されますので。まずもってここに問題があるんじゃないですか。機種を選定から。ということは、設計の段階から間違っているという反省がないのかなと自分は思います。そこの1,600万円がなかったら、全額じゃなくても、おそらくその残ったお金でこの処分はできただろうと思います。消費税の3%分をですね。その原因が何なのかということ。ベアリングは、確かにあした壊れますとは言えません。これはある意味しようがないことかもしれません。どんなに点検したって壊れるものは壊れます。しかしながら、あのときの1,600万円の原因が、近所に、昼、寝ている人がいるとか、病気の方がいらっしゃるとか、そういうことによって、叩くものが騒音の問題でできないからオーガに変えましたという話でした。はっきり言って、もともとそこに問題があるんじゃないですか。

私、この前資料をいただきました。3月24日に機械が故障したとなっておりますが、私も龍ヶ岳にちょくちょく行きますので、現場を見る範囲内では、故障がなくても厳しい工期だったかなと私は思っております。

そういう中で、この故障が原因で事故繰越。再三宮下議員も言っていられっしゃいます。避けがたい事故というのは、財務省の財政法の中でいうと、言われたとおり災害ですよ。台風とか、地震とか、洪水とか、地権者の死亡とか、工事中の崩落事故による中断、債務者の契約上の義務違反、労働争議、戦乱等により真にやむを得ず年度内に支出を終わらなかった場合などの事故に該当するということが財政法第42条のただし書きには書いてあります。

私が言いたいのは、このことが発生したことによって、執行部の反省がどれほどなのか。大体、事故繰越なんてほとんど、執行部の方たちも余り経験されることではないだろうと思います。そういう中で、本当にここをちゃんと押さえていかないと、今後またどんなに対処しますと言われても、起こりうる可能性はあります。もとは何なのかと、こうなったのは何なのかと。3%、今度は10%に上がる場合がありますよ。また可能性も出てくるわけですね。そういう中で、何が原因なのかをもう少し真剣に考えていただいて。こういう問題を絶対に起こしてはいけないわけですね。そこのところの反省をと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） どなたが答弁しますか。

副市長。

○副市長（尾上 徳廣君） 工期については、工程計画が甘かったのではないかと思っております。この事態を受けてですね。ただし、執行部も、24年度の経済対策の交付金として、海の仕事に関する港整備と通常言っていますが、それに対しての交付金事業があるということで、悪気があってやったのではございませんので、その点は御了承をお願いしたいと思います。

それと、工期延期の理由としましては、機械の故障も、4日ほどで修理も終わっているみたいですので、まず機種を選考からが問題ではないかと私も思っております。

それで、私も港湾事業に長年携わった関係から、九州地方整備局のほうに、私たちのところは通称四建、九州港湾建設局というところに補助金申請に行っていましたけど、なるべく単価の安いほうで積算をするわけなんですよ。あと、増額などがあった場合は、2割内の契変処理ということで事務は行っていました。ただし、場所的な考慮をすれば、最初から地域住民の意見と要望等を聞き入れて、最初からセーリング方式、オーガとやっていたら、このような事態はなかったのではないかと考えております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 田中辰夫君。

○5番（田中 辰夫君） 悪気とかそういうことを言っているわけではないんですよ。だから、今言われたとおり、全て工事をする場合は、まず、地域の皆様方にこういう工事をいたしますと絶対に流すわけですよ。また、場合によっては、地域の皆さんに来ていただいてそこで説明会をするわけですよ。そういう中で、いろいろな地域の皆さんの声を聞いた中で、計画を立てていくというのが普通でしょう。道路工事にしても、道路のダンプトラック、重機による振動で家の壁が壊れたりとか、ひび割れが入ったりとか、そういうことが起こらないために事前調査をしたりするわけですよ。建設課長が説明に来られましたけれども、そういうことは事前にやっておくべきことであって。はっきり言って、その1,600万円が発生しなかったらこの問題はなかったんですよ。このお金で処理できるわけですから。

皆さんが言っていらっしゃいますとおり、市民の皆様方の大事な税金です。たとえ400万円といえども、市の平均収入は200万円ありません。170万円と言われている中で、この400万円という金額は大きいですよ。そういうところをもう少し真摯に受けとめていただいて、今後の工事関係、特に工期、適正工期を守っていただいて、こういうことがないようにしていただければと思います。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

新宅議員、さっきのボーリングの確認資料は押収されてないそうです。記憶でいいですか。
建設課長。

○建設課長（小西 裕彰君） 今、担当者のほうに確認を行いましたところ、杭の箇所は4カ所と、あと、護岸ですね。渡り栈橋を設置するところ。5カ所ということでした。

○議長（堀江 隆臣君） 新宅君。

○11番（新宅 靖司君） あそこ、私は何回か現地を見ましたけれども、大体4カ所しか打っていないわけですよ。ほぼその範囲内でできると思います。では、その5カ所の値ですが、そんなに差が出ましたか。例えば1カ所は軟弱地盤だった、あと3カ所は非常にかたかったとか。そういうことがありましたか。

それと、もう一つ聞きたいんですが、そもそもこの工事は誰の要望でこういった施設をつくるようになったのか教えていただきたいと思います。どこの要望でこんなものをつくったのかと。

○議長（堀江 隆臣君） 建設課長。

○建設課長（小西 裕彰君） 岩につきましては、N値50以上、これは5カ所ありました。

○11番（新宅 靖司君） 5カ所ともですか。

○建設課長（小西 裕彰君） はい。しかしながら、現場としましては、今、陸側に2カ所鋼管を打っていますけれども、こちらのほうはかたかったと。沖のほうはそうかたくはなかったという結果は聞いております。

それと、この計画につきましては、港湾の長期計画の中には入っております。しかしながら、現在作成しております普通建設計画の中にはまだ含まれておりません。

○議長（堀江 隆臣君） 新宅君。

○11番（新宅 靖司君） たしか、前に使われていた栈橋ですか、老朽化ということも少し聞いたような気がするんですが、そういうことでつくりかえたわけではないんですか。私の認識不足だと申しわけありませんけれども、どういうことであれを設置するようになったんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 新宅議員、最後になりますがいいですか。

○11番（新宅 靖司君） では、それと、今、古いのがありますよね。それはどうされるのかまでお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 建設課長。

○建設課長（小西 裕彰君） 長期計画の中には、旧栈橋が昭和55年に建設されております。老朽化のために、全体計画の中には入っております。

現在の旧栈橋につきましては、現在仮につけております箇所にそのまま置かせていただきまして、すぐ横に漁船の栈橋がありますけれども、それに着けてもらうように、地元の区長さん並びに漁協にも了解をとっております。その後、関係者と検討してどうするかを決めたいと考えております。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

10番、島田君。

○10番（島田 光久君） 今回の事故が、先ほどから、避けがたい事故ということで、財務省に申請されて認可がおりたという形になると思うんですけど、先ほど田中議員が、財務省の避けがたい事故の項目を言われましたが、避けがたい事故で処理した事件は何百とあるんですよ。私も、朝からずっとそれを見てみました。そうしたら、社会通念上認められるものが避けがたい事故の項目になっていると思うんですよ。今回の場合、設計のミスもなかったと。そうしたら、掘削の機械の故障。結果的には、1,600万円で打ち込みを変えた。ここが一番問題だと私は思うんですよ。そして、打ち込みのほうが多価的に安いと。それをなぜ1,600万円追加してお金のかかる工法に変えたのか、ここが一番問題じゃないかと思うんですよ。だから、事故は業者側の責任じゃないかと思うんですよ。それが、執行部が工法を変えたために事故が起きた。だから、両方に責任がないんじゃないかと、考えたら、両方にも責任があるような捉え方も私はできるんじゃないかと思うんですよ。

それと、両方に責任がないと。そして、工期延長で3%消費税が発生したと。420万円。両方

に瑕疵がないのに、市民がなぜ420万円も負担しなければならないかということになると思うんですよ。これについてどう考えますか。

○議長（堀江 隆臣君） 副市長。

○副市長（尾上 徳廣君） 消費税3%の増ということでございますけど、先ほどから申ししておりますとおり、まず工程計画をする中で、地元住民の意見を考慮し、意見聴取を行った後であれば、騒音がしない、当初の設計である杭打ち船は非常に大きい騒音がいたします。その点について、我々の考慮が足りなかったということは認めます。しかし、住民から、工事を中止されることはとても大変だと。事故繰越した分ですね。工期が25年度ぎりぎりなんです。そういう場合、事故繰越承認を得ないと、一般財源の持ち出しが発生するわけなんです。その点も考慮して、執行部も頑張ったと思います。しかしながら、議員の皆さんには迷惑をかけて、工期を4月20日まで延ばしていただいたということがあります。先ほどから申しますとおり、工程計画をもっとしっかりとやっていたら、こういうことはなかったのかなと私自身も反省しております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 例えばこの工事が打ち込みだったら、騒音が出て、差しどめが来るような市民の動きがあったんですか。私は聞いたことないですよ。毎日仕事関係で行っています。それは違うんじゃないですか。住民から騒音で苦情が来て、仕事の差しどめを食らって、工期に間に合わないという事態を防ぐために工法を変えたとは私は今捉えたんですけど。そういう動きはなかったでしょう、全然。

○議長（堀江 隆臣君） 副市長。

○副市長（尾上 徳廣君） そのことは、建設課長並びに担当者が聞き取りをしておりますので、市民の意見などは私自身は携わっておりません。執行部からの聞き取りでわかったわけです。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） では、執行部は聞き取りをされましたか。住民が反対して差しどめの動きがあるとか、そういう認識を持って工法を変えたんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 建設課長。

○建設課長（小西 裕彰君） 地元の区長さんとか、漁協の皆さんとか、関係者の皆さんに説明にまいりました。その場で、騒音がしないように、もしも途中で工法が変わった場合は相当時間がかかりますので、初めから工法を変えてはもらえないですかという意見はいただいております。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） それは、個人名は言わなくていいですが、区長さんが言われたんですか、組合長が言われたんですか。

それと、1,600万円、工法を変えたら税金がかかりますよとそこまで説明はされたんですか。打ち込みなんか安いでしょう。おそらく住民は、1,600万円の税金がかかるなら1週間やそこら打ち込みは我慢しますよ。どうですか。勝手にやったんでしょう。

○議長（堀江 隆臣君） 建設課長。

○建設課長（小西 裕彰君） 区長さんよりその申し出はもらっております。それと、工法の変った時点で工事費がかかるということは、その場では協議はしていません。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 今回事故繰越で工期がおくれたのも、工法を無理やり変えたからでしょう。変えなくていい工法を変えたでしょう。それが今回の原因なんですよ。指名委員長、そういうのはどうだったんですか。指名委員会で相談はあったんですか。そういうのも指名委員会では相談していないんでしょう。

○議長（堀江 隆臣君） 副市長。冷静にお願いします。

○副市長（尾上 徳廣君） 増額、機種変更に対して疑問を持っているような質問ですけど、地域住民に説明会をして、高齢者や幼児がいるから、なるべく騒音をさせないようにお願いしますということで、主管部は帰ってきております。島田議員がおっしゃるように、1,600万円増額するからどうするかとか、そこまでは及んでないみたいでございます。

それと、工法変更は、指名委員会では全然タッチしませんのでわかりません。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君、いいですか。

○10番（島田 光久君） いいです。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論に入ります。

討論はございませんか。

6番、宮下君。

○6番（宮下 昌子君） この件につきましては、今いろいろ質疑、そして答弁とありましたけれども、私は、この事故の責任が市だけにあるということに到底納得できません。市民も同じ思いだと思います。そもそも公共事業を請け負うという倫理観も、技術的にも、その資格がこの業者にあったかどうかということも疑問に思いますし、この件につきましては承認できませんので、反対の立場から討論いたします。

○議長（堀江 隆臣君） 賛成討論はございませんか。（「議長、ここで暫時休憩をして、ちょっとこれだけしなくていいですか」と呼ぶ者あり）

何をやりますか、何を。（「ちょっと説明が足りないじゃないですか」と呼ぶ者あり）専決処分、これだけの会議を開くというのは1週間前から議員さんに提案しているわけですよ。ですから、事前の、議員さんの情報の取得も必要だし、その上で、限られた範囲内でやるのが議会で

す。議論も必要ですけど、最後の判断をするのも議会です。ですから、そこは滞りなく準備していただかないと会議そのものが成立いたしませんので、御理解をお願いいたします。

賛成討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 反対討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

承認第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。承認第4号は承認することに決定いたしました。

次に、承認第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立少数です。したがって、承認第5号は承認しないことに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時37分

日程第7 議案第45号 上天草市市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第7、議案第45号、上天草市市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 議案第45号、上天草市市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定についてでございます。

今回の一連の事件により、行政に対する信用失墜、その他市政の混乱を招いたことにより、任命権者としての責任をとらせていただきたいと思います。

議案の詳しい内容につきましては所管部長が説明いたしますので、議員の皆様方におかれましては、御審議いただきまして御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 執行部より議案内容の説明を求めます。

総務企画部長。

○**総務企画部長（静谷 正幸君）** 議案第45号、15ページをお願いいたします。

上天草市市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について御説明いたします。

本提案は、元市職員が逮捕、起訴された事件により、市民の皆様の行政に対する信頼を著しく失墜させた行為について監督責任を科すために、市長及び副市長の給料を自主的に減額するものです。

内容につきましては、本年5月から7月までの3カ月間、市長及び副市長の給料額を毎月20%減額することとしております。

提案の理由といたしましては、地方自治法第96条第1項の規定により、本件について議会の議決を求める必要があるため、本議案を提案したものでございます。

これが、この議案を提案する理由であります。

御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○**議長（堀江 隆臣君）** 以上で提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○**議長（堀江 隆臣君）** 15番、渡辺君。

○**15番（渡辺 勝也君）** ただいま市長から、市長並びに副市長の給与の御説明がございました。当然これはこれとして私も認めますが、再三再四こういうことがあって、給料の減額だけ何回かやってこられておりますが、各所管、部課長がいるわけですので、そこらをもう少し徹底した指導、監督をしていただかないと、こういうことを、不祥事があったからといって次から次へ減給減給とやっていけば、取るところがなくなってってしまうのではなかろうかと。私はそういうことを危惧するわけなんです。

確かに任命権者でもあります。しかし、150人も200人もいる職員の中で、各所管の部課長が徹底した横の連絡をとりながら、そして不祥事の起きないように所管所管で自覚を持ってやっていたかかないと、冒頭から市長も、また教育長もそういう話をなされましたが、そこらの周知徹底を今後十分に図っていただきたいと強く要望いたしまして、私の意見を終わります。

○**議長（堀江 隆臣君）** ほかに質疑はございませんか。

6番、宮下君。

○**6番（宮下 昌子君）** この議案に対してですけれども、今回の事件はマスコミでも大きく報道されています。私も調べましたけど、こんなにたくさん新聞をコピーしたんですが、市長が言われるように、上天草市のイメージが傷つけられて、市民の皆さんの中には行政に対する不信感というものがかなりあります。市民の皆さんも、徹底的にうみを出してほしいということも言っておられます。

この吉田組に関しては、先ほどの浮棧橋の件にしても、ずっといろいろな問題がありました。また、倉江浄水場のときにも、一度談合情報が寄せられて延期になっていますよね。そういうの

もありました。特定の業者に関してこういう事件が続いているということは、市の執行部の責任はかなり重いのではないかと思います。

今回の処分ですけれども、市長と副市長が給料の20%を3カ月減額ということですが、この処分内容を、執行部の責任ということを考えてみて、内容をどう考えたらいいかと思いますので、その辺を100分の20という20%減額ということの規定といいますか、規定ののつとってそれをされたのかどうかですね。その辺のことを。

○議長（堀江 隆臣君） 答弁者は。

副市長。

○副市長（尾上 徳廣君） 今回の事件の起訴処分を受けまして、市長と私で自主的に20%の3カ月ということで執行部に申し出をいたしました。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 今の段階では、元建設部長が起訴された段階ですが、これから裁判になって確定していくと思います。26日の市長の記者会見の一言一答を新聞で読みました。元建設部長が、市長がいろいろ聞かれたときに、個人的な貸し借りのお金で、賄賂ではなく利益供与でもないことを否定したことに市長は納得されて、深く追求しておられないように私はこれを見て感じたんですけれども、もちろん今起訴された段階ですので、今から確定されるかどうかということがあるわけですが。

今回の市長と副市長の給与減額という処分が幕引きと考えるのではないと思いますが、有罪になった場合、また改めて御自身の処分を考えておられるのか。また、元建設部長はもう定年退職されておりますが、楠本氏の処分についてはさかのぼってできるのかどうか、その辺のこともお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） まず、楠本前建設部長の2月当時からの流れを言いますと、我々は何も追求しなかったわけではなくて、3回にわたりまして本人から厳しく事情聴取をしております。その中で再三にわたり、いやこれは貸し借りのお金であって賄賂ではないということを本人が強く主張しておりましたので、私どもとしては、それ以上のものはできなかつた。

しかしながら、今回起訴まで至りまして、その起訴という事実をもって私の監督責任及びこれまで市にかけた多大なる市政の混乱、それらの全責任をとった形でこのように上程させていただいております。現在公判中でありますから、その結果いかんでまたどうかというお話ですが、とりあえず今私ができることは、現段階での処分を自分に科すべきという思いで、このように上程させていただいております。

○議長（堀江 隆臣君） いいですか。

宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 現段階でということで市長は言われましたけれども、現職の職員が、

建設部長が業者からお金を借りたとおっしゃっていますが、借りるということ自体にも問題があると思います。それで、有罪になった場合はどういうふうにされるのか。また、楠本氏の処分はどうなるのかというのにはお答えいただけませんでした。それをお答えいただきたいと思っています。

それと、もう一つ、副市長にお聞きしますけれども、市長も副市長も2月の段階で本人から事情聴取を警察から受けたと聞いておられるということですよ。この問題が発覚した後、吉田組が市道の舗装工事を落札して、3月27日に契約されておりますよね。問題になっている渦中の建設業者が発覚後にそういうことをしたということも、新聞では規約にないからということで書いてあったと思いますが、これは市民感情からもかけ離れているし倫理観にも欠けているとも思います。私が思うのは、この事件がわかったときから市民に疑われるような指名というのは差しとめて、発注先を改める措置をとる必要があったのではないかなと思います。そのことについてお聞きします。

○議長（堀江 隆臣君） 副市長。

○副市長（尾上 徳廣君） 現段階で吉田組が姫戸地区の舗装工事を落札しております。その点について、監理課とも協議をしましたが、上天草市の契約規則の中で、指名停止をまだ受けていない事態でした。26日に指名停止委員会を開き、1年間の指名停止と決定したわけですから、その翌日が契約日だったんです。だから、事件が発覚したというか、我々にすれば、新聞紙上で出ますように、逮捕が現実になった場合は即指名委員会にも入れないということでもございましたが、事前の事情聴取とか、そういう段階ではまだ何もわかっていないので、指名委員会では吉田組を選定したわけでもございます。たまたま姫戸町に支店を出しておりますので、選考したわけでもございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（静谷 正幸君） 元職員の処分についてですけど、退職しておりますので懲戒処分の対象にはならないと考えております。

それから、なぜ退職前には懲戒処分等ができなかったかということですけど、刑事責任と懲戒責任は別であります。罪状の確認を待たずに独自に処分するというのも可能かと思えます。しかし、本人の事実関係の確認がとれない中で懲戒処分を行う根拠、それと事実の確定がなく、加えて起訴まで至っていないことから処分ができなかったということで、3月31日までは処分を行っていないところであります。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

○6番（宮下 昌子君） ちょっと――。

○議長（堀江 隆臣君） 何か答えてないのがありますか。

○6番（宮下 昌子君） はい、今後有罪になった場合の御自身の――。

○議長（堀江 隆臣君） 今後の件ですね。今後の公判の結果次第で、またさらに追処分をする

ことがあるのかどうかということです。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 今回の起訴の件をもってして、私どもはこのように上程させていただいておりますので、その後の経緯についていかんというのは今のところ考えておりません。

○6番（宮下 昌子君） もう3回目。

○議長（堀江 隆臣君） 終わりました。ほかに質疑はございませんか。
小西君。

○9番（小西 涼司君） 3月25日の夜に逮捕されたという報道がなされたんですよ。それから26日の新聞では、熊本県のほうは1年間の指名停止ということで発表したと思うんですが、それに対して、上天草市はたしか3月31日か4月1日だったと私は記憶をしております。対応がおくれたということは、私たちは市民からもよく言われるんですけども、そこら辺の経緯について少し説明を願いたい。市の責任という認識がなかったのか、お願いしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 副市長。

○副市長（尾上 徳廣君） 指名停止の処分について御説明申し上げます。

熊本県が、26日に1年と発表したわけですよ。うちの要綱でいけば3か月から9か月とあります。その他、ほかに重大な事故などがあつた場合は最高18か月とあるんですよ。それで、当事者である上天草市が9か月間というのは、ちょっとまずいのではないかと私の判断です。それで、18か月以内ということで、県に準じまして、12か月の1年間に決定しました。その協議にちょっと時間がかかったということです。申しわけございません。指名停止の日付は27日です。それから1年間ということです。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 小西君。

○9番（小西 涼司君） 確認ですけど、27日にはもう決定をされたということですね。処分決定が27日ということですね。では、発表がおくれたということですね。わかりました。

○議長（堀江 隆臣君） 副市長。

○副市長（尾上 徳廣君） 日付を修正させていただきます。28日に指名停止委員会を開催し、さかのぼって26日から1年間の指名停止となっております。済みません。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

11番、新宅君。

○11番（新宅 靖司君） 先ほどの宮下議員の質問の中で、本人から報告を受けたというのは2月中旬でしたかね。仮に、例えば賄賂とかではなくても、借りたということを知れば、私はそのときに何らかの処分をするべきだったと思います。その後、議会も開かれた中で、本人は病気であるということで議会も欠席をされました。指名をする者が、指名を受ける業者から仮にお金を借りたとしても、倫理上、上天草市は違反しないのか。何でそこを判断しなかったの

か、そこをまずお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 今回、2月にそういう報告がありまして、私たちも詳細にわたり本人からの聴取を行いました。御指摘のとおり、職員の立場で発注先の企業の方と金銭の貸し借りというのは倫理上あり得ない話です。ですから、我々としても懲戒処分を検討していた段階で、3月中に懲戒審査委員会を開いて、懲戒処分を行う旨、準備をしておりました。その最中に逮捕となったところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 新宅君。

○11番（新宅 靖司君） 逮捕というのは25日でしたよね。そういった準備をしていたならば、2月の末でもできたのではないかと思いますよ。かなり甘いと思います。よそは、業者とゴルフをしたり、飲食を同席したりというのも禁止されているところもあります。そこにもってきて、業者からお金を借りると。もらったかどうかはわかりませんよ。もらったらまだ悪いですけど。そういったことを聞いておきながら、何ら処分をしなかったというのは、私は遅かったと。本人はもう退職するのはわかっていたわけですよ。25日の逮捕の前に、事前に、懲戒免職ではなくても、戒告処分でも嚴重注意をしましたということでもいいじゃないですか。

しかしながら、2月25日に議会が始まったときには、本人は病気で出席できませんと。ただそれだけでしたよね。結局、そのことは隠されていたということです。そのことが、上天草市の倫理に本当に合っているのか。私は、他の市町村に誇れるものがないなど。悪い見本をつくってしまったなどということ、今、他の行政機関では、上天草市のようなことはしないようにということを盛んに言っておられるそうです。それだけこのことは恥ずべきことだろうと思います。

それともう一つ、先ほど宮下議員が言われた姫戸の工事のことは聞いていたわけですよ。確かに落札したのは逮捕より前です。しかしながら、そのことを聞いた後に指名をしたわけですよ。指名委員長として、そういった業者を指名するに値したのかと。指名委員会の中の議事録はどうなっていたかと。議事録があれば、まず出してもらいたい。それが一つです。

それと、本人はまだ拘留中です。指名委員長として副市長にお尋ねしますが、今まで、龍ヶ岳時代から後輩としてかわいがってこられた元建設部長ですが、本人は今どういう気持ちで拘留されているのかということを見ると、元建設部長として、副市長として、指名委員長として、この3カ月、20%というのが適切なのか。私は、もう少し副市長の覚悟が必要じゃないかなと。そうでなければ、こういった事件はなくなると私は思います。これが元建設部長の個人的な事件なのか、組織的なのか、構造的なのか、もっと検証すべきだろうと思います。

この事件が起きてから、よく市民の方から、上天草市は龍ヶ岳方式になったなど私は聞きます。その龍ヶ岳方式というのも何なのか。私は松島ですのでその辺がわからないんですが、こういう事件が起きたから龍ヶ岳方式になったんだなどというのを今回聞きました。事件に対してどこに龍ヶ岳方式が組み込まれているのか、そこも答弁をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 副市長。

○副市長（尾上 徳廣君） まず、指名委員会でのほかの委員さんからの意見でございますけど、舗装工事の吉田組の指名に関しては別に何ら問題はございませんでした。

それから、私の処分ですけど、逆に新宅議員にどうしたらいいかということをお聞きしたいと思います。私は、事前に市長と二人分20%ということでは言いましたので、何かいい案がありましたらお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（堀江 隆臣君） 新宅君。

○11番（新宅 靖司君） まず、先ほどの姫戸の指名委員会ですが、たまたま姫戸町に支店を置いていたからということで答弁をされました。では、その案件は、指名業者は誰だったのか、何業者、どこがいたのかをまずお尋ねいたします。

今回、市長と副市長はみずから3カ月、20%という判断を執行部に申し出ましたということです。私は、政治家も一緒ですけれども、自分を律するときはみずから判断すべきだと思います。私がどうしろこうしろという立場ではありません。もう職員とは違って副市長という立場です。そういったことも含めて、自分を律するときはみずから判断するべきだろうと私は思います。

先ほどの指名委員についてもよろしくお願ひします。

○議長（堀江 隆臣君） 最後ですが、いいですか。

○11番（新宅 靖司君） はい。いいです。

○議長（堀江 隆臣君） では、後ほど答弁するということで御了解いただきたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

10番、島田君。

○10番（島田 光久君） この事件がなぜ起きたか。それと、市長はきょうの冒頭の挨拶の中で、今後調査をするということ述べられましたけど、例えばこれだけ大騒ぎになっているいろいろな問題を提起している。なぜ今まで調査しないのか。そして、自分たちの処分は、調査をして、そして処分の責任を考えるべきではないかと思うんですよ。調査をして軽かったら軽くてもいいし、調査次第では、もちろん重い処分も自分なりに考える必要もあると思うんですよ。なぜこの事件が起きたかとその2点を教えてください。どういう考えなのか。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 今回事件があつて、これまで4月15日まで捜査されておりました、我々の役所の中でも家宅捜索がなされておりました。そういった関係で、内部調査というのが実質できない状況でございました。

そして、今回の事件については、構造的、複合的な要因ではないだろうと判断をしております。しかしながら、行政内部調査をしっかりといたしまして、より詳細にわたる検討を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 調査は警察がしているからしなかったと。構造的ではないという答

弁があったんですけど、これまで、業者とのなれ合い、飲食とかは結構行われていたんじゃないかという話を相当聞きます。これまで、何年もさかのぼって。市民を含めて、そういう実態はあると思うんですよ。だから、なぜこの事件が起きたか。副市長はどうですか。なぜこういう事件が発覚したか、その原因は。

○議長（堀江 隆臣君） 副市長。

○副市長（尾上 徳廣君） 一言で言えば職員のモラルが足りなかったかなと思いますけど、先ほど市長が申しましたとおり、今後、市民の皆さんの信頼回復のために、職員一丸となって頑張っていくところでございます。その点は御理解をお願いしたいと思います。

それから、先ほどの新宅議員の姫戸地区の舗装の指名メンバーを申します。

まず、吉田組、肥後中央興産、光永工業所、礎、吉永産業、竜王建設、和田建設、福富組、南邦建設、住吉、以上の10社でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 今、副市長も、この事件が起きたのは職員のモラルの低下ではないかという答弁をされました。これは管理職がこういう事件を起こしている。管理職は職員を指導する立場でしょう。内部告発もできないんですよ。部下が上司のことを内部告発できないでしょう、簡単には。

だから、前建設部長は逮捕されて取り調べしているけど、市長、職員全員に、この件に関して、例えば関係ある業者と飲食したことはありますかとか、大がかりな調査はすぐにでもできるんじゃないですか。関係職員にいたらないか。そして、前建設部長が、吉田組からもらったか借りたか知らないけど、そのお金で飲食したことはあるかないか、それをしっかり調査をされてから自分たちの処分を考えればいいんじゃないですか。早速責任をとって3カ月2割、カットしますではないでしょう。しっかり調べてから自分たちの処分を考えていいんじゃないですか。どうですか。

○議長（堀江 隆臣君） 最後になりますがいいですか。

○10番（島田 光久君） いいです。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 今後、我々が調査をしたとしても、今回出た結論というのは恐らく覆らないわけでありまして、またさらに、これ以上の職員の不祥事といいますか、そういうものがあるようでありましたら、そのときは、私はまた改めての責任のとり方もあると思いますけれども、今現在で私がすべきことは、速やかなる私に対する、あるいは私と副市長に対する責任のとり方であり、その処分のとり方であるということで今回上程させていただいております。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

6番、宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 議案第45号に対して反対の討論をいたします。

今いろいろ質疑があり、答弁もありましたけれども、もう既に、私が聞いた、張本人の元建設部長の楠本氏は定年退職されているので、もしこれが有罪となっても処分ができないと答えられましたが、わかった時点で、先ほど新宅議員も言われましたが、市の対応が緩いといいますか、甘かったのではないかなと思います。

副市長も指名委員長として、先ほどの姫戸の工事の件ですけれども、そういう渦中にある事業者ですから、そこはやはりきちんとした、規約上はあるかもしれませんが、倫理的にも、市民に対しても説明ができないと思いますので、指名委員長としての責任も重大だと思います。

今後、今年度で予算が確定しましたけど、前島の大型開発も予定されております。この特定業者との癒着を許さないという、市民に対してガラス張りの公正な行政を進めていくよう改めて襟を正すべきです。

あくまで市民が主権者であり、市長や執行部は市政を預かっているだけです。このように、市民に対して、財政的にも心情的にも、これは歴史に残る汚点といいますか、大きな損害を与えた市長や副市長の責任は、私は職を辞するに値するぐらい大変重いものであると考えます。よって反対いたします。

○議長（堀江 隆臣君） 賛成討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論はありませんか。

11番、新宅君。

○11番（新宅 靖司君） 私も反対をいたします。

問題になっている業者の再度の入札も含めて、先ほど、吉田組は姫戸に支店をたまたま置いていたということですが、先ほど言われた業者の中に、ほかに姫戸の業者が入っていない。これが、まず、指名のあり方の一つの問題点だろうと思います。この工事が740万円でしたか、こんなそうそうたるメンバーでなければできなかったのか私はわかりませんが、姫戸町に支店を置いている吉田組にとってくださいというばかりの指名だろうと思います。

さらに言えば、先ほど申しましたとおり、宮下議員も言われましたけれども、この問題は前建設部長だけの問題ではないと私は思います。もっと根が深いだろうと私は思っています。そういったところも含めて、この処分に私は賛成するわけにはいきません。上天草市のトップであるならば、もっと確固たる態度を示してほしいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論はありませんか。

10番、島田君。

○10番（島田 光久君） 私も、この案件は賛成することはできません。上天草市贈収賄事件ですね。上天草市民にとって、物すごいダメージを与えています。行政への不信感も相当持っています。先ほどから聞いていますけど、市長みずから庁舎内の調査をまだされていない。そ

れをしっかりと調査されて、そして、副市長は指名委員長です。その責任も重いです。そうしてから、しっかりとみずからの処分を自分で考えてほしいと思います。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

議案第45号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、議案第45号は可決することに決定いたしました。

日程第8 報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）

○議長（堀江 隆臣君） 日程第8、専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 続きまして提案します議案は、報告第2号、専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）でございます。

議案の詳しい内容及び提案理由につきましては所管部長が説明いたしますので、議員の皆様方におかれましては、御審議いただきまして御承認賜われますようお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、執行部より議案内容の説明を求めます。

総務企画部長。

○総務企画部長（静谷 正幸君） 議案書の16ページをお願いいたします。

報告第2号、専決処分の報告について御説明申し上げます。

工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり平成26年4月3日付で専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものであります。

専決第7号につきましては、平成25年度第6回上天草市議会臨時議会において議決されました上天草港（大道港区）浮棧橋整備工事請負契約のうち、第3回変更契約金額2億5,596万4,735円を2億5,576万8,467円に変更するものであります。

専決理由といたしましては、上天草港（大道港区）浮棧橋整備工事において、避けがたい事故のため、繰り越しの原因が生じたことにより、第3回変更契約金額について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日付で専決処分を実施したところ、変更契約金額にかかる消費税及び地方消費税の額の算出方法に違算がありましたので、地方自治法第180条第

1項の規定、議会の委任による専決処分事項により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上、報告いたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、宮下君。

○6番（宮下 昌子君） これは、大道港の浮棧橋ですけれども、今、消費税の計算ミスという報告だったと思いますが、なぜこういうミスが起きたのか。また、計算された後、上司である課長、部長の確認はどうなっていたのか。その辺のことをもう少し詳しくお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（澤村 弘史君） 今の提案の内容について説明をさせていただきたいと思います。

消費税及び地方消費税を算出するときに、もともと本工事より消費税相当分5%を引いた工事価格に消費税8%を掛けて算出するところを、消費税相当額5%分を差し引かず本工事に3%を掛けた金額を計上しておりました。その結果、19万6,268円が多く計上されていたということが理由でございます。

なぜこういった事態が発生したかということですが、3月31日に審議いただいた部分のもので、3月31日に事務上の処理を終えなくてはならなかったということも一つの原因ですが、そのときのチェック体制がうまくいってればこういうことはなかったかと思えます。

今回の変更契約については、単純な事務処理上のミスでございますので、初歩的なミスとチェック体制の不備が原因だろうと思えます。

この部分については、今後、課長補佐、係、課長、私も含めて、事務処理上間違いのないように対処していきたいと考えております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 今回の事件がいろいろ起きている中で、急いでしなければいけないということでのミスだと思いますが、緊張感が足りなかったのではないかと思います。それで、もう少し緊張感を持ってきちんとすれば、こういうことは防げたことだと思うし、課長、部長の確認をするという責任も、今言われたように少し足りなかったのではないかと思いますので、責めるわけではありませんが、もう少し緊張感を持ってしていただきたいと思えます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、次に進みます。

日程第9 同意第2号 上天草市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○議長（堀江 隆臣君） 日程第9、同意第2号、上天草市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 同意第2号、上天草市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、次の者を上天草市固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。住所は上天草市姫戸町姫浦2460番地。氏名、井手口康隆。生年月日、昭和31年8月26日。

提案理由といたしましては、市長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、市長が行う価格の決定を補助するため、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者を議会の同意を得て市長が選任する必要がありますので、御同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

現在、税務課長でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論を終わります。

同意第2号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

日程第10 公共事業発注における行政のコンプライアンス調査特別委員会の設置について

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第10、公共事業発注における行政のコンプライアンス調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

ここでお諮りいたします。

本件については、公共事業の発注における行政のコンプライアンスの現状等について調査し、行政の信頼が損なわれるような事案の発生を防止するため、全議員で構成する特別委員会を設置

して、審査を付託し、地方自治法第98条第1項の規定による検閲及び検査権を付与したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。

よって、本件については、全議員で構成する、公共事業発注における行政のコンプライアンス調査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました特別委員会の正副委員長を報告いたします。

委員長に津留和子君、副委員長に園田一博君、以上のとおりです。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

これもちまして、平成26年第2回上天草市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 0時22分